

# 産後ケア事業協議会について

1

**1. 設置目的** 産後ケア事業集合契約に関する課題等について協議し、集合契約による産後ケア事業を市町が円滑に実施できるように推進するため設置する。

**2. 開催日時** 令和7年7月29日（火）15:00～16:30 ※ハイブリット開催

**3. 構成員** **集合契約参加34市町**（会場：14名、Web：20名）  
**（出席者）** **関係団体**（兵庫県医師会2名、兵庫県産科婦人科学会1名、兵庫県助産師会1名、兵庫県看護協会1名）  
※ オブザーバー（会場：兵庫県助産師会2名、市町4名）  
Web：兵庫県助産師会1名、市町27名、協力機関32名、健康福祉事務所9名

## 4. 開催までの経緯

時期	取組	内容
R7.4.1	<b>集合契約</b>	市町から契約事務を委任された県と、医療機関から委任を受けた兵庫県医師会、助産所から委任を受けた県助産師会が代表して契約 〔34市町、128実施機関が集合契約に参加〕
R7.4.21	<b>第1回調査</b>	<b>市町</b> ：議題照会、集合契約後に寄せられた議題に対する市町の判断を照会 ※産後ケア事業の補助対象経費、加算の設定等 <b>協力機関・関係団体</b> ：議題照会、兄姉利用の場合の金額設定状況を照会
R7.6.6	<b>第2回調査</b>	<b>市町</b> ：第1回調査の議題に対する市町の判断、第1回調査結果の情報提供等 <b>協力機関</b> ：キャンセル料の統一の意向を照会
R7.7.8	<b>第3回調査</b>	<b>市町</b> ：判断がわかった項目の再調査

R7.7.29現在の協力機関数：132機関

2

# 産後ケア事業協議会の協議内容について

集合契約参加市町及び協力機関から提出のあった、産後ケア事業を実施するまでの議題に対し、今後の対応を協議。



国見解

- 国実施要綱及び国ガイドライン等を踏まえて市町が判断する。  
(産後ケア事業は、児の預かり事業ではない。)
- 実施主体である市町において判断するものであるが、  
集合契約の場合は、県で市町の判断を整理し県内一律の対応も可能

産後ケア事業は、市町が実施主体として判断し取組むものであることから、集合契約参加市町（34市町）と関係団体との協議の場を設定し、集合契約参加市町の判断のもと、統一した対応ができるよう調整。

## 【提出された議題】

### 議題（1回目調査）

- 1 産後ケア事業の対象経費について
  - (1) 補助対象経費の実施要綱への記載
  - (2) **補助対象経費の明確化**
  - (3) 補助対象外の時間を要するサービスの取り扱い
  - (4) 通所型、訪問型の料金算出
  - (5) 通所型、訪問型の延長時の料金算出方法（3回目調査）
  - (6) 宿泊型と通所型、訪問型の併用利用（3回目調査）
- 2 加算の追加について（3回目調査：兄姉加算）
- 3 様式の統一について（3回目調査）

### 議題（2回目調査）

- 1 キャンセル料の統一
  - (1) 発生時期と支払い基準、(2)公費負担
- 2 利用料(利用者負担額)の統一
- 3 利用券の統一
- 4 協力機関から市町への予約報告の統一
- 5 要支援加算の判断基準の統一
- 6 利用上限回数、利用上限時間の統一
- 7 重大事故発生時及び虐待等と疑われる事案の報告先
- 8 令和8年度：契約金額の増額（3回目調査）

# 1. 議題に対する協議結果

## (1) 協議会後、9/1以降の利用分から適用し運用

議題項目	意見	協議結果内容
延長時の料金算出方法	切り捨て、切り上げ設定→見直し	通所型、訪問型は、協力機関が設定した時間単位のケア提供とし、 <b>延長が必要な場合は、利用者に同意を得た上で1時間単位での実施</b> とする。 ※延長する場合には、利用者の住民地市町へ延長可能か要確認。
併用利用	設定なし→設定	宿泊型と通所型、訪問型の併用利用は、併用利用の <b>必要があり、かつ利用者が希望する場合のみ同日利用を認める。</b>

## (2) 来年度利用分から適用

議題項目	意見	協議結果内容
補助対象の明確化	見直し、実施要綱等への記載	人件費、多床室、個室料(特別室除く)、食費、光熱水費、寝具、消毒、訪問型の交通費とする。 <b>上記、補助対象項目は、利用者からの追加徴収を認めない。</b>
実施要綱への記載		※ 契約金額の中で、補助対象外の経費を含めることは差し支えない。 ただし、時間を要するサービスは対象外
補助対象外サービス	設定なし→設定	<b>下記のサービスは補助対象外とする</b> エステ、整体、カイロプラクティック、足裏療法、鍼灸、アロママッサージ、マッサージ、ベビーマッサージ、親子ヨガ、親子ピラティス、離乳食教室、宿泊事前説明のための通所利用
様式の統一	ひな形を提示→統一	利用報告書、請求書は、市町の修正案が様々で <b>統一不可能</b> 。 (市町意見：様式修正) <b>できるだけ県の参考様式を利用するにとどめる。</b>

## (3) 現行のままで継続

議題項目	意見	協議結果内容
対象外サービスの取り扱い	本事業に含めない→見直し	時間を要する対象外サービスは、 <b>産後ケア事業のサービス時間に含めない。</b> 【補助対象外の例】エステ、整体、カイロプラクティック、足裏療法、鍼灸、アロママッサージ、マッサージ、ベビーマッサージ、親子ヨガ、親子ピラティス、離乳食教室、宿泊事前説明のための通所利用
料金算出	時間→変更	通所型、訪問型の料金算出方法は、 <b>時間単価で算出</b>
加算の追加	設定なし→設定	24H365日受け入れ体制加算、生後4か月以降の児の受入れ加算、夜間職員2名以上配置加算、兄姉受入れ加算： <b>設定はしない。</b>
キャンセル料	統一、公費負担	キャンセル料の発生時期と支払い基準を <b>統一せず、協力機関で設定する。</b> <b>キャンセル料の公費負担は実施しない。</b>
利用料	統一	利用料(利用者負担額)の <b>統一不可能。市町の設定</b> で実施。
利用券	〃	利用券の発行方式は、市町で異なり <b>統一不可能。市町の方式</b> で発行。
予約報告	〃	協力機関からの予約報告の方法は、市町の希望する統一手法が異なり <b>統一不可能。市町設定の予約報告方法</b> で実施。
要支援加算の判断基準	〃	市町の判断基準が異なり <b>統一不可能。リスクアセスメントをもとに市町が加算の要否を判断。</b> (市町判断で基準を追加可)
利用上限等	〃	利用上限回数、利用上限時間は <b>統一不可能。市町の設定</b> で実施。
報告先	市町の判断を確認	産後ケア事業実施担当者による虐待等と疑われる事案の報告先及び、重大事故発生時の報告先は、 <b>協力機関所在地市町</b> とする。(利用者の状況は利用者の住所地にも報告)
契約金額	R8年度増額	<b>令和7年度と同額</b> とする

## 2. 産後ケア事業確認書について

## 国通知

- 令和7年3月21日：産後ケア事業における重大事故発生時の報告様式等について（依頼）
- 令和7年3月28日：「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の改定について

### 【産後ケア事業ガイドラインの改定内容】

「8 安全に関する留意事項」

- ・「(4)産後ケア事業の実施担当者による虐待と疑われる事案を確認した場合の対応」について、事業者での対応や、市町村から都道府県を通じた国への情報提供を新たに記載。
- ・「(5)重大事故発生時の対応」について、最新の通知を踏まえた対応に更新。



### 今後の対応について

#### (1) 産後ケア事業確認書の更新：県ホームページのデータを更新

「IV 安全に関する留意事項」

- ・「④本事業の実施担当者による虐待と疑われる事案を確認した場合の対応」を追加記載。
- ・文言の一部追加記載（別添：産後ケア事業確認書を参照）

#### (2) すでに確認書を提出している協力機関への対応

市町を通じて協力機関に追加記載部分の確認を依頼し、市町を通じて県健康増進課へ提出  
※集合契約未参加市町に所在する協力機関へは、県健康増進課から依頼

## 3. 疑義等の発生時の対応について

## 国見解

- 国実施要綱及び国ガイドライン等を踏まえて市町が判断する。  
(産後ケア事業は、児の預かり事業ではない。)
- 実施主体である市町において判断するものであるが、  
集合契約の場合は、県で市町の判断を整理し県内一律の対応も可能。

- 実施主体である市町において判断し対応を行う。
- 利用者の住所地市町と協力機関の所在地市町が異なる場合は、両者で連携し対応を行う。  
⇒ 集合契約参加市町全体での共有及び統一が必要な場合は、  
令和8年度産後ケア事業協議会の議題として市町から提案する。  
※協力機関からの議題は、市町又は関係団体から提案する。

### （参考）国実施要綱：産後ケア事業実施要綱（R7.3.26）

- 10 留意事項（8）次に掲げる事業は対象から除外する。
- ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
  - ② 新生児訪問及び妊産婦訪問指導
  - ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
  - ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

### （参考）国ガイドライン：産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月）

#### 4. 今後のスケジュールについて

時期	実施内容	確認書
R7.8月上旬頃	構成員：①議事録(案)、②協議会結果報告(案)の内容 ③確認書の確認依頼→修正あれば県提出〆8/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページに更新版を掲載</li> </ul>
R7.8月中旬頃	構成員の修正意見を反映した①②③を構成員に送信  <u>②協議会結果報告、③確認書</u> を県ホームページに掲載 市町、関係団体、協力機関へ②③を周知 (※1)	<p><b>既に登録している協力機関</b>：(市町経由で)追加記載部分の確認を依頼 (※1)→(市町経由)  <b>県提出〆12/19</b></p>

### 【 R7.9.1以降の利用分から適用 】

R7.10.16	東海北陸近畿地区母子保健主管課長会議：こども家庭庁への要望・質問 出席者：県、政令市、中核市 開催地：静岡県	
R7.10月頃	市町：令和8年度市町実施要綱(県参考様式)(修正案)、集合契約書(案)の確認依頼	修正意見 〆10月下旬頃
	県医師会、県助産師会：集合契約書(案)の確認依頼	//
	集合契約未参加市町(7市町)に対して、集合契約意向確認→委任状の提出	
R8.4.1	<b>令和8年度 集合契約の締結</b>	
R8.4月・5月頃	市町、協力機関、関係団体に議題等の照会	協力機関へは、市町を通じて照会(※1)
R8.7月頃	<b>令和8年度 産後ケア事業協議会の開催</b>	

(※1) 協力機関へは、市町を通じて実施。未参加市町に所在する協力機関へは、直接県から実施。

# 報告事項

#### (1) 「産後ケア事業のご案内」ちらしについて

- ▶ 兵庫県作成のちらしを作成し、県のホームページに掲示
  - ▶ 産後ケア事業の説明、集合契約参加市町一覧を掲載(裏面)
  - ▶ データのみの作成であり、隨時更新

## (2) 兵庫県のホームページの更新について

市町等の意見も踏まえ、説明文を追加記載（随時更新）

(兵庫県HP) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/sangokeark.html>

【更新內容】



- ① 産後ケア事業は、市町が産後ケア実施機関に委託している事業（助成あり）であることを記載
  - ② 産後ケア事業以外の産後のケア（全額自己負担）が

**【留意事項】**実施機関では様々な**産後のケア（全額自己負担）**を提供しています。実施機関に予約する際は、「**市町が委託する産後ケア事業（助成あり）を利用したい**」と伝えてください。（産後ケア事業対象外（全額自己負担）のサービスも提供している所もありますので、ご確認の上、ご利用ください。） 等

- ③ 産後ケア事業は児の預かり事業ではないことを記載
  - ④ キャンセル料の設定がある実施機関があることを記載

**予約時にキャンセル料の発生時期やキャンセル料等、確認した上で予約をお願いします。**



市町においても**利用者への丁寧な説明**を行うとともに、住民にわかりやすいように市町作成の**ちらしや市町ホームページ**に掲載するなど**工夫をお願いします。**

**産後ケア事業のご案内**

産後のお母さんと赤ちゃんが健診簿等による専門的なケアを受け、  
自宅で安心して育児ができるように支援する事業です。

産後の体調を整え、背児の不快を解除するためご利用ください。

**こんな悩みはありませんか？**

- 産褥とうまくいかない  
毎日うつ病で困る  
なぜ？
- 骨盤矯正による  
腰痛や肩こり  
受けたい
- 産後便秘  
もうどうしよう…
- 子育ては、  
毎日大変だね。  
どうしたらいい  
のかな？
- 寝起きの  
お世話って  
これでいいの？
- 泣いた時、  
どうしたらいいのか  
な？
- 【利用者の声】  
専門機関で安心してでもました。  
悩むことが多くて困りました。  
本当に早く利用すればよかった。等

**利用できる方**

- 産後1年以内のお母さんとその赤ちゃん(1歳の誕生日の前まで) 等
- 流産・死産を経験して1年以内の方
- 実施機関が受け入れ可能などを指定している方

**産後ケア事業のケア内容**

産後のケアは、様々です。

その中の「産後ケア事業」は、市町が、実施機関に委託している事業で利用料金を受取られます。(料金詳細)

※ 一部の実施機関では、「産後マタニティ」や「産後アロマ」も実施している場合があります。  
詳しくは各実施機関にご相談ください。  
詳説のページへ

**サービス種別**

<b>宿泊型</b>	<b>通所型</b>	<b>訪問型</b>
実施機関に 泊まるアドバイス	実施機関に通い 日帰りアドバイス	施設内に自宅に訪問 自宅でのアドバイス
(お子様1ヶ月を抱えて子育てや介護のトライスクエア を教えていたり)	(お子様1ヶ月抱き育てて、 子育てガイドシートを教える等)	(お子様1ヶ月抱き育てて、 バブルマッサージ等)

**問合せ・申請先**

詳細は、お住まいの市町(住民票のある市町)に、お問い合わせください。  
問合せ・申請先は、右記ホームページをご覧ください。

※ 申請料金、利用料金は、市町によって異なります。

※ 実施機関によっては、[キャンセル料金の規定](#)があります。購入の上、予約ください。

**丘陵保健医療センター**  
丘陵保健医療センターは、市町の運営する施設です。  
お問い合わせや、お申込みは、市町へおまかせください。

